

横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱

制 定 こ保対 第 347 号 令和 5 年 9 月 14 日（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号。）第 2 条第 2 項に定める「医療的ケア児」をいう。以下同じ。）や重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項に定める「重症心身障害児」をいう。以下同じ。）を、横浜市内の保育所等で受け入れるため、施設の改修等環境の整備に要する費用を補助することについて、必要な事項を定める。
- 2 本要綱による補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱における「保育所」とは、法第 39 条第 1 項に規定するもののうち、法第 35 条第 4 項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 3 この要綱における「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 4 この要綱における「小規模保育事業」とは、法第 6 条の 3 第 10 項に規定するもののうち、法第 34 条の 15 第 2 項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 5 この要綱における「医療的ケア児サポート保育園」とは、保育所等を経営する者のうち、横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱第 6 条第 2 項の認定を受けた者をいう。

（補助対象者の範囲）

- 第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において現に保育所、認定こども園又は小規模保育事業のいずれかの施設・事業（以下「保育所等」という。）を運営する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(補助対象の要件)

第4条 本事業で補助の対象となるのは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱第6条第2項に掲げる認定を申請年度に新たに受けた保育所等が、対応できる医療的ケア児及び重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が限定されない汎用的な受入環境整備を行う場合
- (2) 補助金の交付を申請する会計年度又は翌会計年度に、医療的ケア児等の受入れを予定している保育所等又は利用調整を通じて現に医療的ケア児等の受け入れをしている保育所等が、当該児童に対応するための受入環境整備及び備品購入を行う場合
- (3) その他、こども青少年局長が必要と認める場合

(補助の条件)

第5条 補助金の交付を受けて実施する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

(2) 認定こども園

次のア又はイいずれかの要件を満たすものとする。

ア 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）及び横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱

イ 幼稚園型認定こども園

横浜市認定こども園認定・確認等要綱

(3) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、第1条第1項の目的を達成するために必要な範囲で、原則として次の各号に該当するものとする。

(1) 第4条第1号に該当する場合

ア 内装の改修に要する費用

イ 外構の改修に要する費用

ウ その他、こども青少年局長が必要と認める費用

(2) 第4条第2号に該当する場合

ア 内装の改修に要する費用

イ 外構の改修に要する費用

ウ 備品を購入する費用

エ その他、こども青少年局長が必要と認める費用

(補助期間)

第7条 当該補助金が対象とする事業期間は、補助金の交付を決定した日から当該年度の年度末までとする。

(補助金の金額)

第8条 補助金の額は、第6条に規定する対象経費と認められる額のうち、別表1に定める金額とする。

(交付の申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする保育所等は、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付申請書(第1号様式)」を提出するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第1号の規定により、同条第1項第2号、第3号及び第4号に定める事項について、保育所及び小規模保育事業は「事業計画書(第2号様式-1)」、認定こども園は「事業計画書(第2号様式-2)」に記載するものとする。

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、補助金額の積算根拠となる見積書の写し、仕様書及び平面図等とする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、第9条の規定に基づく交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等により審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、決定内容及び交付条件を補助金申請者に対して、横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 補助金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した補助金申請者に対して、横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期限は、補助金申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(事業経過の報告)

第12条 補助金規則第12条の規定により、市長は、補助金申請者に対し、必要がある

と認められるときは、事業経過の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた保育所等は、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金事業実績報告書(第5号様式)」を、補助対象事業終了後速やかに提出しなければならない。

2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(交付の時期)

第15条 補助金規則第17条の規定により、市長が認めるときは、補助対象事業完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付は、請求書(第7号様式)により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の取り消し及び返還)

第18条 市長は、補助事業者が第3条第2項各号又は補助金規則第19条に該当したときには、補助金の全部または一部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

(警察本部への照会)

第 19 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 10 条の交付の決定を受けた補助金申請者が、第 3 条第 2 項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に規定する処分制限期間）とする。

(関係書類の保存期間)

第 21 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

補助金の対象となる経費	補助金額
内装改修	費用全額
外構改修	費用全額
物品購入（その他適当と認められるもの）	費用全額

当該申請年度の内装改修、外構改修、物品購入の合計補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額 2,500,000 円を上限とする。